

岡垣町監査委員告示第1号

監査を行った結果に基づき、措置の内容について通知があったため、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年6月11日

岡垣町監査委員 宗岡 信之

岡垣町監査委員 太田 清人

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

岡垣国際交流協会補助金（地域づくり課）

定期監査実施日：令和2年11月4日～6日

監査対象年度：平成29年度～令和元年度

監査指摘事項	措置状況
<p>(ア) 不明瞭な会計処理及び文書管理について</p> <p>団体の規約と人件費に関する令和元年度の賃金台帳が、昨年度の定期監査から1年を経過してようやく提出された。年間の支払額は事務局長に対し720,000円、事務局職員には2,400,000円であったが、内容を精査した結果、給与規定に反して事務局長並びに事務局職員に対して、約1,000,000円を超える過大な支払いが認められた。</p> <p>ただし、現金出納帳や人件費に係る他の証票類がないため、実際に給料が支払われているのか確認できない。この賃金台帳が適正であれば過払い分の返還措置を要するため、過去にも同様の違反行為がなかったのか検証を的確に行うとともに、補助団体には原因の究明と会計処理の見直し等を指示するなど、迅速な対応及び管理監督の徹底を図られたい。</p>	<p>(ア) 令和元年度の人件費の支払いについては、「現金出納簿」をもって支払い状況を精査し、賃金台帳に記載の額が同年度の総会資料の決算書どおり、事務局長に対して720,000円、事務局職員に対して退職金120,000円を含む、2,318,170円の合計3,038,170円が支払われていることを確認しました。</p> <p>また、出勤簿により事務局長及び事務局職員の出勤状況と有給休暇及び代休の取得状況を確認したところ、令和元年度においては、賃金が支払われるべき適正な労働日数であり、過払いでないことを確認し、支払いは適正であったと認識しています。</p> <p>しかし、賃金台帳の出勤日数や出勤時間数の記入漏れが判明したため、早急に改善するように指導しました。</p> <p>過去5年間においては、賃金台帳等が一部整備されていない年度があり、また、出勤簿も確認できていないため、適正かどうかの確認が困難な状況であります。これは、岡垣町補助金等交付規則第13条の規定（必要書類を5年間保存要）に抵触するため、諸課題の原因究明と併せ、会計処理の見直し・規則の順守指導を行います。</p>

<p>(イ) 規約に反する組織運営について</p> <p>多額の内部留保を有する団体であることから、直近の定期総会資料を基に繰越金や基金の状況を確認した。</p> <p>令和元年度の繰越金は 604,830 円であり、基金全体の約 75% に相当する 5,124,155 円が事業運営基金の名目で積み立てられ、積み立て目的が明確でないものが 1,655,043 円あり、基金総額は、6,779,198 円と過大なものとなっている。</p> <p>なお、令和 2 年度の事業計画並びに予算案では、中国慈溪市国際交流小学校建設資金に充てる目的で、基金 3,000,000 円を取り崩す方針である。役員改選も含め重要事項の決定にも関わらず、定期総会に諮ることなく、特定の役員を対象に書面議決により承認を得たとの説明であるが、役員会の議事録や関係書類が整備されていないため事実確認ができない。</p> <p>また、団体の事務を総括する事務局が全く機能しておらず、会費の徴収をはじめとして会員に対して決算報告や事業計画等が周知された実績も見受けられない。</p> <p>従って、補助団体の会長に対して、問題解決に向けて理事会及び総会を招集するよう指示し、その結果を文書で確実に監査委員に報告されたい。</p>	<p>(イ) 総会運営の適正化にあたっては、団体に対して、令和 2 年度総会で適正に議決すべきであった事項について、会員の了解・周知に向け、臨時の理事会及び総会を開催するよう、指示をしてきましたが、令和 2 年度中の開催には至っていません。</p> <p>よって、規約に則った適正な組織運営に向けて、引き続き次のことを団体に指導します。</p> <p>○規則に則った適正な組織運営を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会及び理事会の開催による重要事項の決定と議事録の作成 ・会員名簿の作成 ・会費の収納 など <p>○貸金台帳や出勤簿など人件費に係る証票の適切な処理と管理を行うこと。</p> <p>○適正な会計処理・組織運営に資する体制の整備を行うこと。</p> <p>特に喫緊の課題として指導する事項</p> <p>○規約に従い令和 3 年度総会を速やかに開催し、次に示す事項など重要事項について決議を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度分の事業報告の承認及び決算の認定 ・令和 2 年度分に係る事業報告の承認及び決算の認定と役員（理事）の選任 ・令和 3 年度事業計画及び予算の決定 <p>○総会の結果については、遅くとも 7 月末までに報告すること。</p> <p>※上記重要事項について正式な決議と町への報告がなされない場合は、令和 2 年度分補助金（確定額 230 万円）については、返還請求を行うとともに、令和 3 年度分補助金の交付はしないこととする。</p>
---	--

	<p>以上、これらの結果については、適宜、監査委員に報告します。</p>
--	--------------------------------------

<p>(ウ) 補助事業の取消し等について</p> <p>前述したとおり、信ぴょう性を欠く決算書に基づく実績報告や事業計画書を漫然と審査した上で本年度も定額の補助金交付を続けており、岡垣町補助金等交付規則に抵触する恐れがある。また、事務の執行及び事業の管理が一向に改善されていない状況である。そもそも、監査対象団体は補助金3,500,000円の概ね2倍に達する資金を保有していることから、岡垣町行政改革推進計画の改革方針に沿って、補助事業の取消しや補助金の返還を検討するとともに、組織の適正な運営の助言とあわせて、チェック体制を整備・確立し、厳正な職務の遂行に努められたい。</p>	<p>(ウ) 補助金の交付にあたっては、「岡垣町補助金等交付規則」に沿って交付を行っています。具体的には、団体の事業計画についてのヒアリングや団体から提出される決算書や予算書を確認して決定しています。令和2年度は、交付申請のあった金額を交付していますが、事業の実施状況の確認を行ったうえで、事業の中止などによる活動実績に応じた補助金の精算を求め、不用額は返還するよう通知を行ってきました。その結果、5月末に実績に応じた1,200,000円の返還がありました。</p> <p>令和3年度の補助金については、会計処理及び組織運営の適正化に係る改善状況の進捗を見極めながら、前期と後期の2回に分けて、交付決定を行います。前期は、特に「総会における事業計画決定の決議」など適正な事務手続きを確認することとし、令和2年度の実績等を基に、また後期は、前期の執行状況などを踏まえて、各々交付額を決定します。令和3年度についても、不用額が発生した場合は、令和2年度同様に返還してもらいます。</p> <p>なお、令和2年度の補助金の精算を行う中で、補助対象経費の考え方の整理を行いました。さらに改善を要するところも見受けられたので、遅くとも今年度中には、岡垣国際交流協会個別の補助金交付要綱を作成し、補助内容の明確化を図り厳正な職務の遂行に努めます。</p> <p>次に、補助金の概ね2倍に達する資金を保有しているため、補助事業の取消しや補助金の返還をすべきとのご指摘についてです。</p> <p>令和2年度と同様の考え方で過去5年分の総会の決算書により検証を行った結果、</p>
--	--

	<p>いずれの年度においても、補助金の使途が適切であることを確認しました。このため補助事業の取消しや補助金の返還を求める理由が見当たりません。</p> <p>ただし、補助金の概ね2倍に達する積立金があることは事実であるため、行政改革推進計画の主旨に基づき、前年度の執行状況、団体が有する積立金の額や社会経済状況の変化等を踏まえ、令和4年度以降の各年度の予算において、所要額を精査し計上するなど、適切な措置を講じます。</p>
--	--

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

商工会夏まつり補助金（産業振興課）

定期監査実施日：令和2年11月4日～6日

監査対象年度：平成29年度～令和元年度

監査指摘事項	措置状況
<p>えびつかぐや灯籠まつり実行委員会を経由して、共催者の岡垣国際交流協会に支払われる作業委託に係る補助金について、事業実施前に補助満額の交付決定を受けながら、2年連続で交付決定後に追加交付申請があり、当初申請分と追加申請分の補助金の交付を行っており、事業計画審査に問題がある。また、当会の収益事業（料理品販売）である食材費の補てんも行っており、事業運営の見直しが求められる。</p>	<p>令和2、3年度は中止としましたが、今後実施する際は次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none">・岡垣国際交流協会への追加交付決定については、予算時点で必要経費を見込むこと、及び補助金申請時に必要経費の確認を入念に行うなど、審査体制を強化することで改善を図ります。・収益事業であるミニワールドレストランについては、食材費への補助金補てんは取りやめるよう補助団体である商工会に改善を指示します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

まつり岡垣補助金（産業振興課）

定期監査実施日：令和2年11月4日～6日

監査対象年度：平成29年度～令和元年度

監査指摘事項	措置状況
<p>補助の対象事業が町の事業と考えられるものや対象事業による町への一定の利益と責任が認められるものについては、「委託費」や「負担金」への見直しを検討すべきである。</p> <p>なお、岡垣国際交流協会に対し、委託料の名目でワールドレストラン食材費を補てんしているが、公平、公正の点で問題があるため、他の出店者と同様の取扱いをされたい。</p>	<p>まつり岡垣は、岡垣町民の連携の場、地域振興に対する意識の高揚化、一人一人の融和を図ることを目的として、町民参加型の事業として町内の様々な団体から実行委員を募り実行委員会形式で実施しています。</p> <p>そのことから、「補助金」を「委託費」や「負担金」に見直すべきとの指摘については、特に補助金での支出が適正でないという格別の理由が見当たらないため、妥当であると考え、継続します。</p> <p>一方、岡垣国際交流協会に対する委託料のうちワールドレストランの食材費への補てんについては、公平性の観点から他の出店者との整合性も取れないため、実行委員会に対して改善するよう指示をいたします。</p>

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

岡垣町の特産品を育てる会補助金（産業振興課）

定期監査実施日：令和2年11月4日～6日

監査対象年度：平成29年度～令和元年度

監査指摘事項	措置状況
<p>補助金交付については、対象事業及び対象経費を概括的でなく具体的に特定し、これを要綱等に明記すべきである。また、交付団体は、補助金の管理能力がある団体でなければならないから、開始決定時には経理管理能力を確認する必要があるし、実績報告書を審査するときは併せて管理能力を検証する必要がある。最後に交付団体の繰越金等の確認も曖昧であり、令和元年度は897,281円と補助額を大幅に上回るものとなっていることも改善されるべきである。</p>	<p>「岡垣町の特産品を育てる会」の規約では、事務局は「当分の間、産業振興課に置く」となっています。しかし、会の発足から既に14年が経過しており、団体が独自で会の運営を担っていく時期を迎えていると考えます。事務局機能を構成会員の団体へ移管することも含め、当会のあり方や運営について会と協議します。</p> <p>なお、団体の繰越金を解消するため、令和2年度補助金において、予算額を500千円から200千円に減額し、改善を図っています。結果として、令和2年度決算見込みでは、新型コロナウイルス感染症の影響により補助金額0円としましたが、委託料収入があり繰越金は1,204,311円となりました。この繰越金については、今後、団体と協議し、適正化を図ります。</p>